

令和7年（2025年）10月8日

職員の処分について

- 1 被処分者 健康福祉局（本庁） 主任主事（男性・59歳）
- 2 処分内容 減給10分の1 3月
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）及び第2号（職務上の義務違反又は職務怠慢）
- 4 処分発令日 令和7年（2025年）10月8日
- 5 事実の概要 被処分者は、当時所属していた職場において、令和6年の①4月申請分、②5月申請分の重度障害者日常生活用具（電気式たん吸引器）の給付に係る2件の申請について、必要な事務処理を実施せず給付に至らなかったもの。
①については申請者の入院により結果的に給付不要であったが、②については申請者が自費購入（約10万円相当）したものの。
各申請者には状況を説明し、謝罪を行った。
- 6 関係者の処分 管理監督責任として、当時の被処分者の上司1名を訓告に、2名を嚴重注意とした。

【参考①】熊本市懲戒処分の指針

1 一般服務関係

（8）不適切な事務処理等

イ 事務処理等のけ怠

事務処理等のけ怠により、公務の運営に重大な支障を生じさせ、かつ、市民その他の関係者に重大な損害を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

【参考②】令和7年度の処分状況（本件を含む）

10件 10人

【お問い合わせ先】

人事課：課長 木村 直人（きむら なおと）

副課長 深水 俊哉（ふかみ しゅんや）

電話：096-328-2149